

# 記入例 給水装置工事申請書 (表面)

装置種類	専用・臨時	検針順番号	受付	設計審査	令和 年 月 日
工事種類	新設・口径変更・改造( )・撤去			工事許可	令和 年 月 日
量水器口径	20 mm・集合住宅(階建戸)			給水管引込検査	令和 年 月 日
給水方式	直結直圧・受水槽 m <sup>3</sup> (有効 m <sup>3</sup> 高架 m <sup>3</sup> )			竣工検査	令和 年 月 日
給水引込管	新規引込・既設管			専用新設 No.	へ移行
申請者及び委任	住所	京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目3-107			
	フリガナ	セイカ タロウ			
	氏名	精華 太郎			
給水装置設置場所	住所	精華町 大字北稲八間小字井手ノ元1-1			
	事業者名	精華水道株式会社			
	代表者名	代表取締役 水道 一郎			
指定給水装置工事事業者	住所	京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田14-1			
	事業者名	精華水道株式会社			
	代表者名	代表取締役 水道 一郎			
私有地埋設承諾	住所	京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田14-1			
	事業者名	精華水道株式会社			
	代表者名	代表取締役 水道 一郎			
建築確認	No.	第〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
	申請内容	上記のとおり、精華町水道事業給水条例を遵守し、給水装置工事の申請を致します。			
	申請日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
承認	申請内容	上記のとおり、給水装置工事の申請を承認してよろしいですか。			
	承認日	令和 年 月 日			
	承認者	上下水道課 施設管理係 (印)			
備考欄	申請内容	私、所有の土地内に上記申請者の給水管の埋設を承諾します。又、承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決致します。			
	承諾日	令和 年 月 日			
	承諾者	土地所有者 (直筆署名のこと) (印)			
竣工承認	申請内容	給水装置工事費			
	申請日	令和 年 月 日			
	申請者	精華町 水道 一郎			

屋内配管材料					
名称	寸法	数量	単位	備考	
HIVP管	φ20	21.8	m		
"	φ13	0.5	m		
HIソケット	φ20	4	ヶ		
HIエルボ	φ20	5	ヶ		
HIチーズ	φ20×20	1	ヶ		
"	φ20×13	1	ヶ		
HI水栓エルボ	φ13	1	ヶ		
HIバルブソケット	φ20	2	ヶ		
HIシモク	φ20	1	ヶ	袋ナット共	
PBP管	φ20	3.7	m		
"	φ13	40.2	m		
ヘッダー(6P)	φ20×13	1	ヶ		
PBP継手	φ20	10	ヶ		
PBP継手	φ13	10	ヶ		
ストップバルブ	φ20	1	ヶ		
逆止弁付ボールバルブ	φ20	1	ヶ		
ストレート止水栓	φ13	3	ヶ		
アングル止水栓	φ13	1	ヶ		
混合シャワー水栓	φ13	1	ヶ		
洗濯用水栓	φ13	1	ヶ		
混合栓	φ13	2	ヶ		
ボールタップ	φ13	2	ヶ		
散水栓	φ13	1	ヶ		

用紙は、A3上質紙  
(紙厚:0.15mm・白色度:80%以上の用紙)  
印刷は、A3両面・短辺とじ印刷

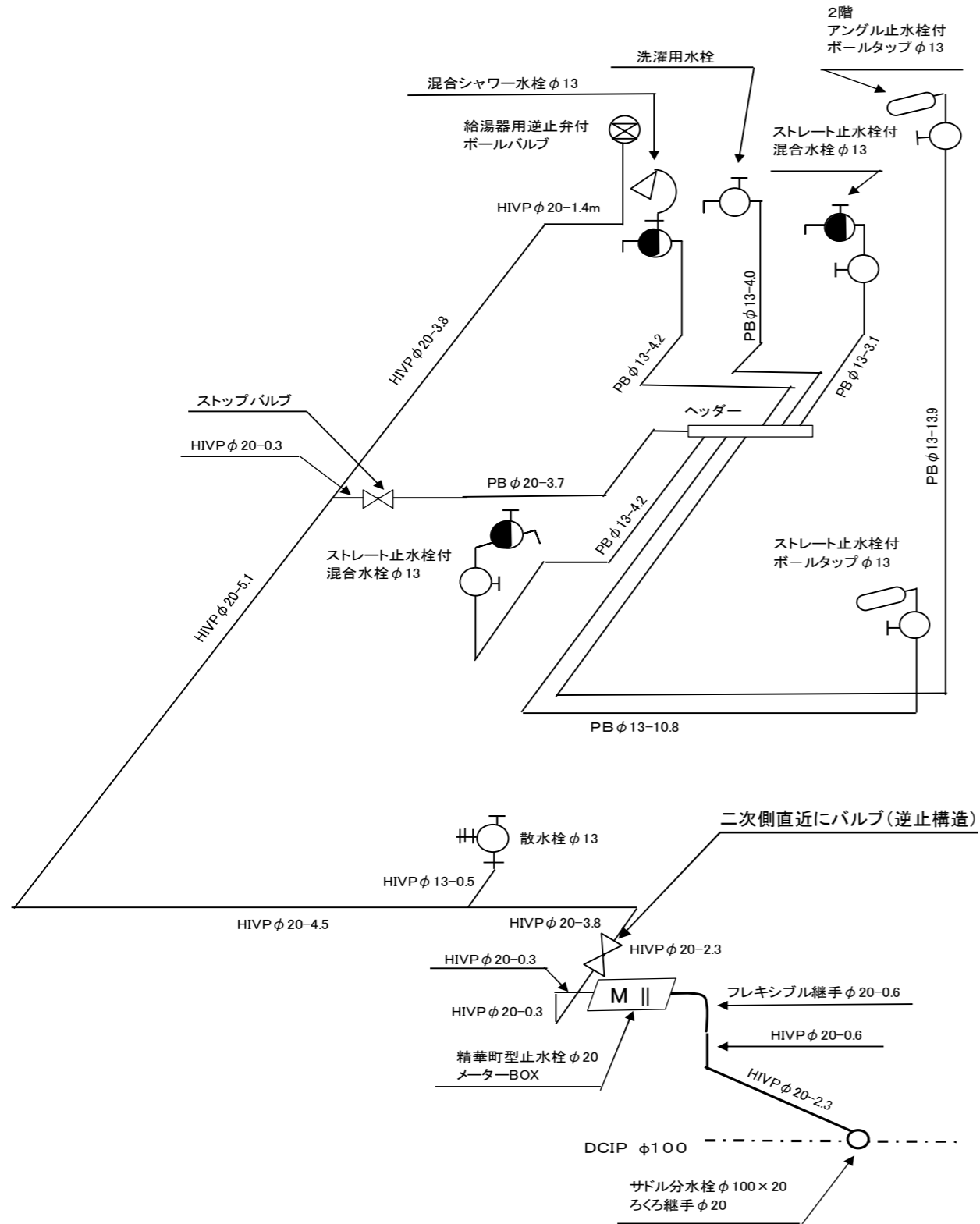
給水管引込工事材料					
名称	寸法	数量	単位	備考	
サドル分水栓	φ100×20	1	式	密着コア・防食シート込	
ろくろ継手	φ20	1	個		
HIVP	φ20	2.9	m		
HIソケット	φ20	2	個		
HIエルボ	φ20	1	個		
フレキシブル継手	φ20	1	本	精華町型60cm	
精華町型止水栓	φ20	1	個		
メーターボックス	φ20用	1	個	日之出	

※給水管引込工事を施工する場合は、事前に施設管理係に給水管引込工事に伴う立会検査依頼書(別紙様式)を提出し、分岐取出しから給水管布設、止水栓、メーターBOX設置完了後、埋戻し前に上下水道課の立会検査を受けること。  
※工事完成後、速やかに給水管引込工事報告書(別紙様式)を施設管理係に提出すること。

# 立面図

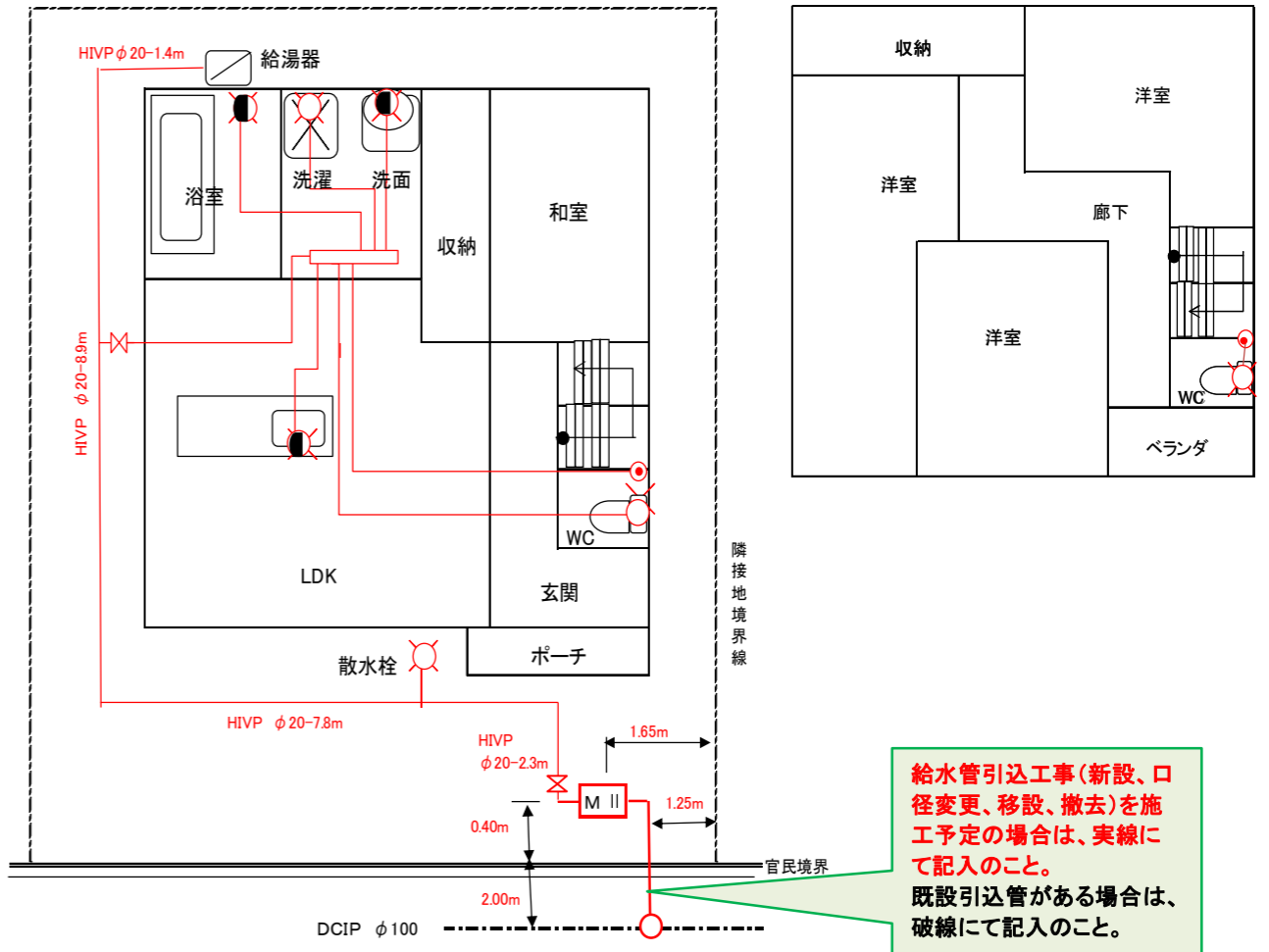
(うら面)

申請建物の建設中に給水配管等に変更が生じ、  
**当初申請図と異なった場合は**、上下水道課の  
 竣工検査の受検日までに**別紙様式**にて、施設  
 管理係に提出のこと。  
 ※竣工図面は、貴社のA3版上質紙(白)にて  
 提出のこと。



# 附近見取図 及び 平面図

住宅地図貼



給水管引込工事(新設、口径変更、移設、撤去)を施工予定の場合は、**実線**にて記入のこと。  
 既設引込管がある場合は、**破線**にて記入のこと。

※ ①平面図の配管は赤線で記入のこと。 ②メーター位置については、官民及び隣接宅地境界からの距離を記入の